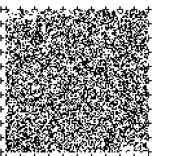
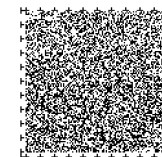


第 3 章

計画推進の方向性



1 計画の基本理念



区で実現すべき地域福祉の将来像である基本理念は国が目指す「地域共生社会」の考えを踏まえたものであり、区と地域福祉を両輪で進める江東区社会福祉協議会の「第5次江東区地域福祉活動計画」と共通した基本理念です。本計画の基本理念は第1期計画を継承するものとし、区民や関係団体等と力を合わせて地域福祉を着実に進めていきます。

区全体に地域福祉が広がることにより、区のまちづくりの基本的な指針である「江東区基本構想」(平成21年3月13日議決)の『ともに支えあい、健康に生き生きと暮らせるまち(福祉分野の目指すべき姿)』の実現に寄与していきます。

〔基本理念〕

一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち

〔基本理念に込めた想い〕

一人ひとりの尊厳が守られ	地域でともに支えあい	誰もが笑顔で安全に暮らせるまち
多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。	制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。	区民、地域、団体、企業等のつながりの中で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。

2 計画の基本方針

基本理念の下、本区における地域共生社会の実現に向けて進める施策の方針は以下のとおりです。

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

■基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

令和7年度から令和11年度までを計画期間とする江東区長期計画（後期）において、区は、誰もが安心して住み続けられる社会づくりを実現するため、あらゆる生活上の困り事を抱える区民が孤立することなく、地域で安心して心豊かに暮らせる環境づくりを推進することとしています。

支援が届きにくい福祉課題が顕在化する中、区民同士の日ごろの多様なつながりの構築（地域のつながり）、所管分野を超えた連携の強化（行政のつながり）、地域と行政との連携や協働（地域と行政のつながり）の「3つのつながり」づくりを深化させ、包括的な支援体制の拡充を進めます。

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

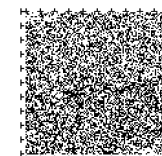
■基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての人が安心して暮らせる社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守るとともに、誰もが社会参加できる仕組みづくり、くらしの安全の向上、人に優しいまちづくりの取組を着実に進めます。

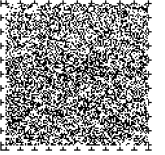
基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

■基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

地域福祉の向上に資する様々な取組を進めるうえで、共通して必要となる基盤を強化するため、情報の適切な活用（情報発信の充実やデジタルデバイス解消）、福祉の質の向上（福祉人材の確保・育成等）、地域共生社会実現に向けた啓発活動を進めます。



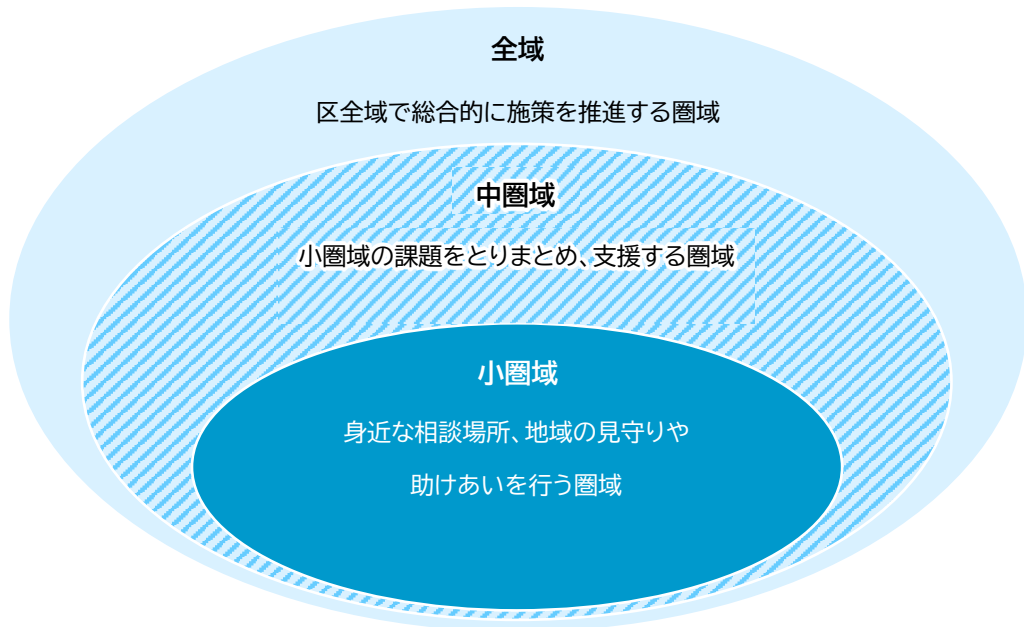
3 圏域の考え方



高齢者、こども・子育て等の分野別計画等で定める圏域や、福祉以外の分野で定める圏域との関係を踏まえ、福祉サービスの提供や支援等の機能に応じて、地域を重層的に捉える必要があります。

本計画では、住民が日常的に関わり合う範囲・地区である小圏域、小圏域をとりまとめる中圏域、全域の3層で地域を捉え、適時適切な支援が行き届くよう体制・地域づくりを進めます。

《圏域のイメージ》



《各圏域に想定される区域等》

圏域	想定される区域	期待される役割
全域	区全域	施策の総合的な実施、区全般の課題の共有、地域福祉全般のとりまとめ
中圏域	5区域程度 (深川北部、深川南部、城東北部、城東南部、臨海部)	地域福祉コーディネーター等による地域課題等のとりまとめ、小圏域の活動支援
小圏域	日常的に関わり合う範囲・地区 (例) 町会・自治会、小学校区	地域の各行事の催し、サロン等、身近な集いの場の設置、生活課題の把握